

京都府は「特別警戒基準」になりました。

新しい新型コロナウイルス感染症の人が7月27日に20人、28日に31人、29日に41人と増えました。このために京都府のモニタリング指標は「特別警戒基準」に上がりました。感染防止の基本①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いを守ってください。3密（密集、密接、密閉）を避けて、新しい生活様式をしっかりと守ってください。

現在、京都府では「特別警戒基準」になっております。

ちゅういかんききじゅん 注意喚起基準	けいかいきじゅん 警戒基準	とくべつけいかいきじゅん 特別警戒基準
しんきようせいしゃ2めいいじょう ・新規陽性者2名以上 かつ かんせんけいろふめいしゃ1めいいじょう ・感染経路不明者1名以上	しんきようせいしゃ5めいいじょう ・新規陽性者5名以上 かつ かんせんけいろふめいしゃ2めいいじょう ・感染経路不明者2名以上 又は じゅうしょうしゃびょうしょうしょうりつ20%いじょう ・重症者病床使用率20%以上	しんきようせいしゃ20めいいじょう ・新規陽性者20名以上 又は じゅうしょうしゃびょうしょうしょうりつ40%いじょう ・重症者病床使用率40%以上
—	—	○
ふみん みな ひ つづ かんせんよぼうたしやく てってい ねが 府民の皆さまには、引き続き、感染予防対策の徹底をお願いいたします。		

